

令和6年第3回昭島市議会定例会一般質問＜教育委員会関係＞について

木崎 親一 議員(3~5ページ)

1 オリンピアンの招へいについて（指導担当）

(1) 小中学校にオリンピアンを招へいし、講演会や実技指導の取り組みについて

2 G I G Aスクール構築について（学校教育部）

(1) G I G Aスクール構想の現状と課題について

(2) 個人情報管理について

(3) タブレット端末の更新について

八田 一彦 議員(6~7ページ)

4 学校教育支援について（指導担当）

(1) エデュケーション・アシスタントの状況について

(2) 不登校支援について

吉野 智之 議員(8~9ページ)

1 障害により差別されることのない共生社会の実現について（学校教育部）

(1) インクルーシブ教育の推進に向けた環境整備について

美座 たかあき 議員(10~11ページ)

2 性教育の推進について（学校教育部）

(1) 取り組みの状況について

(2) 外部講師による性教育の推進について

(3) ユースクリニックについて

大島 ひろし 議員(12~14ページ)

1 教育について（生涯学習部）（指導担当）

(1) アキシマエンシス「渴水」映画会について

(2) 図書館講座について

(3) 調べ学習について

(4) 不登校について

ゆざ まさ子 議 員(15~17ページ)

- 1 昭島市の水のブランド向上と地域開放について (生涯学習部)
(2) 学校プールの地域開放

- 2 子育て世帯に選ばれる昭島市への取組 (学校教育部)
(1) 学校の早朝開放の推進
(3) 給食費無償化と質の維持について

青山 秀雄 議 員(18~20ページ)

- 1 教育問題について (学校教育部)
(1) 学校教育問題について
(2) 学校教育の諸問題について

小林 こうじ 議 員(21~22ページ)

- 1 市内の各種プール、水遊び場について (指導担当) (生涯学習部)
(1) 小中学校のプール授業について
(2) 昭島市民プールについて

木崎 親一 議員

1 オリンピアンの招へいについて（指導担当）

（1）小中学校にオリンピアンを招へいし、講演会や実技指導の取り組みについて

2 G I G Aスクール構築について（学校教育部）

（1）G I G Aスクール構想の現状と課題について

（2）個人情報管理について

（3）タブレット端末の更新について

【指導担当部長】

ご質問の1点目、オリンピアンの招へいについてご答弁申し上げます。

ご質問にございましたとおり、東京都教育委員会では令和5年度から、東京都公立学校を対象に、多様な体験活動の機会を提供するため「笑顔と学びの体験活動プロジェクト」を実施しております。

本市におきましても、本事業を活用し、全ての小・中学校において、「科学・最先端技術等に触れる体験」や「様々な芸術・文化に触れる体験」等、多様な体験活動を実施しております。

また、「スポーツに親しむ体験」といたしましては、東小学校において、バスケットボールのオリンピアンである大崎 佑圭（おおさき ゆか）氏を招聘し、バスケットボールの実技披露や講演、実技の体験を授業の中で実施いたしました。

実施した学校からは、「オリンピアンの実技は迫力があり、子どもたちが意欲的に取り組む姿が見られるなど、子どもたちにとって素晴らしい体験だった」と報告を受けております。

本年度におきましても、オリンピアンの招へいを含む286種類の体験プログラムの中から、各学校の実情を踏まえ、全ての小・中学校において体験活動を実施する予定であり、既に実施した東小学校においては、障害者理解に関する学習と関連付け、パラアスリートである車いすバスケットボールの上村 知佳（うえむら ちか）氏を招へいし、実技の見学及び車いすバスケットボールの体験も実施をいたしました。

ご質問のオリンピアンを招へいして講演や実技指導を行うことにつきましては、トップアスリートと触れ合うことで児童・生徒のスポーツへの興味・関心を高めるとともに、将来への夢を持つきっかけにもつながるものと受け止めております。

一方で、体験的な活動は、各学校の児童・生徒の興味や関心、学習との関連を踏まえて実施する必要もございます。

引き続き、各学校に体験活動の重要性を周知する中で、児童・生徒がオリンピアンの招へいを含めた多様な体験を通して、興味や関心の幅を広げることができるよう、体験活動の取組を推進してまいります。

【学校教育部長】

ご質問の2点目、G I G Aスクール構築についてご答弁申し上げます。はじめに、G I G Aスクール構想の現状と課題についてあります。

多様な子どもたち一人一人に個別最適化された学習環境を提供し、更なる資質・能力の向上を目指すべく、令和3年度より児童・生徒一人1台のタブレット端末を導入いたしました。導入から4年目を迎えた現状につきましては、様々な教科書に2次元コードが掲載されるなどのデジタル化が進み、教員一人ひとりのICTにかかるスキルアップと相俟って、学習の達成に向けた効果的な活用が図られております。

一方で、児童・生徒がタブレット端末等を活用し、様々な情報発信や情報収集を行う機会が増えてきたことに伴い、情報モラル教育の更なる徹底が課題の一つであると捉えております。

教育委員会といたしましては、子どもたちに身につけさせたい情報モラルとして、「発信する情報に責任を持ち、情報に関する自己や他者の権利を尊重する」「情報社会でのルール・マナーを守る」「情報を正しく安全に利用する」の3点を中心に、児童・生徒の発達段階に応じて、機会を捉えた指導を行ってまいります。

また、多くの端末で同時に動画を視聴するなど、一斉に大容量のデータを扱う際に、十分なネットワーク速度が確保された通信環境も課題の一つとなっており、本年度、校内ネットワーク機器の入れ替えを進める中で、通信環境の強化に努めているところであります。

次に個人情報管理についてであります。まず、ご質問にもございましたが、過日新聞報道がありました、情報漏洩に繋がった学習アプリにつきましては、本市では使用しておりません。また、本市で使用する学習アプリを使用する際には、教育委員会が学校、学年、学級などの個人情報を設定したIDとパスワードを児童・生徒に付与しており、個人情報の取得・管理は教育委員会が行っております。

児童・生徒が学習アプリで解答した結果などを教員が確認する機能の活用などのため、個人情報を学習用アプリの提供事業者に提供する場合がありますが、情報の目的外利用及び第三者への提供は固く禁じており、個人情報は適切に管理しております。

保護者に対する個人情報保護の説明につきましては、1年生の保護者会などの機

会を捉え、学習用タブレット端末運用ガイドブック等を活用し、個人情報保護を含めたタブレット端末についての説明を行っております。

次に、タブレット端末の更新についてであります。

本市では、令和7年度末にタブレット端末の更新を予定しており、現在使用している端末の処分につきましては、文部科学省が示している端末処分の方針に則り、小型家電リサイクル法または資源有効利用促進法に基づく認定事業者への委託を検討しております。

なお、個人情報を含む各データにつきましては、タブレット端末に直接保存することではなく、クラウド上に保存する運用としていることから、端末を処分する際の個人情報流出のリスクは、ほぼないと捉えております。

引き続き、国の動向等を注視する中で、円滑かつ確実なタブレット端末の更新に努めてまいります。

八田 一彦 議員

4 学校教育支援について（指導担当）

- (1) エデュケーション・アシスタントの状況について
- (2) 不登校支援について

【指導担当部長】

ご質問の4点目、学校教育支援についてご答弁申し上げます。

はじめに、エデュケーション・アシスタントの状況についてであります。

エデュケーション・アシスタントにつきましては、小学校第1学年から第3学年までを対象に、学習指導や生活指導の補助をはじめ、学年・学級経営に必要な業務全般を補助するなど、副担任相当の業務を担い、学級担任を補佐する役割として、本年度から導入しております。

配置基準につきましては、18学級以上である大規模校については2人、それ以外の学校については、1人となっており、9月1日時点の雇用状況につきましては、大規模校においては、2校で3名、その他の学校においては、11校で10名を配置しており、2名が未配置となっております。

また、ご質問の報酬額が東京都のホームページで示す時給と違うのはなぜかにつきましては、東京都においては、報酬額を時給1,500円程度と示しており、本市におきましては、他の会計年度任用職員との均衡などを踏まえる中で、必要とされる役割を見極めつつ、段階的に役割を拡充していくようスタートしたことから、1学期当初の時間単価を「教育活動支援員」と同額の1,160円と設定し、2学期へ向け改定を検討することといたしました。

教育委員会といたしましては、1学期の対応状況等から、他の「教育活動支援員」と比較して業務範囲が広く、教育支援への貢献度も高いと判断し、本格稼働を予定している2学期より、東京都が示す報酬額を踏まえ、時間単価を1,580円に改定したところであります。

次に、不登校支援についてであります。

不登校児童・生徒に対する支援につきましては、学校、保護者、関係機関が連携し、誰1人取り残さない学びを保障し、児童・生徒の社会的自立に向けた取組を継続的に行っております。

ご質問の、令和5年度の不登校児童・生徒の人数は、小学生が144名、中学生が197名となっており、その主な要因は、「学校生活に対してやる気が出ない」などの心理的な要因と、「生活リズムの不調」などの家庭環境面の要因に加え、学年が上がるにつれて「学業不振」も要因の一つに挙げられております。

次に、学校とフリースクールの連携についてであります。本年5月末時点で、小学生1名、中学生5名がフリースクールを活用しており、学校は、フリースクールからの報告書等により、活動時間や主な活動内容などの通所状況について把握をしております。

次に、保護者への情報提供についてであります。

東京都フリースクール等利用者支援事業につきましては、事業の開始以降、不登校及び不登校傾向の児童生徒の全家庭に周知しております、今後も必要に応じて周知に努めてまいります。

また、市が実施しております教育支援室につきましては、機会を捉え情報提供を行っておりますが、フリースクール等の民間施設の居場所に関しましては、広く情報提供を行うことはしておりません。今後、当該児童・生徒や保護者が、様々な居場所があることを知り、実態に合った居場所を選択することができるよう、効果的な情報提供の在り方について検討してまいります。

吉野 智之 議員

1 障害により差別されることのない共生社会の実現について（学校教育部）

（1）インクルーシブ教育の推進に向けた環境整備について

【学校教育部長】

ご質問の障害により差別されることのない共生社会の実現についてのうち、1点目のインクルーシブ教育の推進に向けた環境整備についてご答弁申し上げます。

インクルーシブ教育の推進には、学校施設のバリアフリー化などの環境整備も重要な取組の一つであると捉えております。

学校施設におけるバリアフリー化につきましては、令和2年のバリアフリー法の改正後、校舎の建て替えや増改築の際に、建築物移動等円滑化基準への適合が努力義務とされました。また、本市の公共施設等総合管理計画における10の基本方針の一つに、「バリアフリー化を挙げており、その中で「施設の改修や更新等を行う際には、バリアフリー化を進める」としております。

本市でエレベーターを設置している学校は、つつじが丘小学校と拝島中学校の2校であり、今後は、それ以外の学校につきましても、校舎の建て替えや増改築の際には、エレベーターやスロープの設置など、バリアフリー化の視点を踏まえた計画を更に進める必要があると認識しております。

小・中学校施設の計画的な改修予定などを定めた個別施設計画につきましては、令和8年度に改定を予定しており、校舎等の計画的な更新に向けた基礎資料とするため、令和5年度からの2か年で、全ての小・中学校の校舎、体育館における「小・中学校建物耐力度調査」を実施しております。

今後、個別施設計画を改定する際には、建物や設備の老朽化度とあわせて、バリアフリー化の向上にも十分配意する中で、学校施設の更新課題について検討を深めてまいります。

次に、支援員についてであります。

はじめに、肢体不自由のある児童生徒の学校での移動やトイレの介助についてであります。

まずは、児童・生徒が学校生活を送る上で必要な支援について、学校及び教育委員会が適切に把握するため、保護者の意向を丁寧に確認しております。そのうえで、階段を含む校舎内の移動や多目的トイレを利用してのトイレ介助など、教員の業務外の内容を担う支援員の配置に関しましては、東京都公立小・中学校インクルーシブ教育支援員配置補助事業の活用等を踏まえ実施することとしております。

ご質問の昭島市での最近の加配制度の実態についてであります、現在、東京都の補助制度を活用し、つつじが丘小学校において、業務委託により支援員を配置しております。主な業務内容につきましては、授業支援や休み時間の帯同、トイレや給食時の介助となっており、支援員を配置することにより、一定の教育活動への参加が可能になるとともに、教員の負担軽減等にも寄与しているものと捉えております。

今後につきましても、児童・生徒の状況を勘案し、保護者の思いを丁寧に確認する中で、適切な対応に努めてまいります。

美座 たかあき 議 員

2 性教育の推進について（学校教育部）

- (1) 取り組みの状況について
- (2) 外部講師による性教育の推進について
- (3) ユースクリニックについて

【学校教育部長】

ご質問の2点目、性教育の推進についてご答弁申し上げます。はじめに性教育の取組の状況についてありますが、学校では、学習指導要領に基づき、児童・生徒の実態に応じて、体育科、保健体育科はもとより、家庭科、特別の教科道徳、特別活動などにおいて、性教育に関連付けた指導をしております。

一方で、児童・生徒の実態等を踏まえ、学習指導要領に示されていない内容を指導する必要があると校長が判断した場合には、事前に指導内容等を保護者に説明し、保護者の理解と了解を得て実施することが必要となっております。

ご質問の教育委員会として性教育をどのように捉えているかにつきましては、学校における性教育が、「生命の尊重」「人格の尊重」「人権の尊重」などの根底を貫く、人間尊重の精神に基づく重要な教育であると捉えております。

また、市教育委員会が主導で進めている性教育の事業につきましては、特に行つておりますが、各学校において、学習指導要領に基づく性教育を確実に実施できるよう、性教育に関する指導上の助言や具体的な取組の支援、好事例の情報提供等が教育委員会の主たる役割であると捉えております。

次に、外部講師による性教育の取組についてであります。包括的性教育を目指した発展的な取組を行うためには、専門的な外部講師による性教育の取組が効果的であると認識しております。

今年度、光華小学校、共成小学校、昭和中学校の3校において、助産師、人権擁護委員、大学関係者等の外部講師を招聘し、「命の大切さ」「感染症及び命の授業」「心と体を守るために知っておいてほしいこと」等をテーマに性教育や命の大切さを学ぶ授業を実施いたしました。授業を受けた児童・生徒からは、「命を大切にしたい」「両親に感謝したい」といった感想があり、この授業を参観した保護者からは「ぜひ継続してほしい」といった意見が寄せられたとの報告を受けております。

今後、教育委員会としましては、専門的な外部講師による性教育について、受講を希望する全ての児童・生徒が学ぶ機会を得られるよう、学校の実態に応じた取組を支援するとともに、他自治体の取組事例等を踏まえ、効果的な事業実施の在り方などについて検討を進めてまいります。

次に、ユースクリニックについてであります。

子どもや若者が抱える悩みは多岐にわたり、身边にユースクリニックのような総合的な悩み事相談窓口があることは、悩み事を抱える子どもや若者にとって、理想的であり、救いの場であると受け止めております。

こうした中、本市におきましては、「こころといのちの相談」や「にんしんＳＯＳ相談」、男女共同参画センターにおける「悩みごと相談」や「若者なんでも相談」など、それぞれの分野ごとに、子どもや若者が抱える心や体、生活など多岐にわたる相談に対応しております。また、東京都では、とうきょう若者ヘルスサポートを実施し、看護師等が10代の体や心の悩みなど、様々な相談を受けるユースクリニックの取組を展開しております。

ご質問の自治体が官民協働でユースクリニックを運営していくことにつきましては、専門性が高く、一朝一夕にはいかないものと捉えており、まずは東京都や本市の相談事業等の周知啓発に努めるとともに、他自治体の取組状況や成功例などを調査してまいります。

大島 ひろし 議員

1 教育について（生涯学習部）（指導担当）

- (1) アキシマエンシス「渴水」映画会について
- (2) 図書館講座について
- (3) 調べ学習について
- (4) 不登校について

【生涯学習部長】

ご質問の1点目、「教育について」ご答弁申し上げます。

初めに、アキシマエンシス「渴水」映画会についてであります。

この度の市制施行70周年記念事業「図書館フェスティバル2024」における映画会の上映作品に「渴水」を選定した理由についてであります。

映画「渴水」は、本市にゆかりのある河林満氏の小説が原作であり、この小説は、芥川賞候補作に挙げられるなど、高い評価を得た作品であること、また、映画は昨年公開されたものの、市内で上映されなかつたことから、多くの方に鑑賞の機会を提供できればと考え上映作品といたしました。

市民の反響でございますが、当日の来場者は161名で、アンケートでは多くの方から「良かった」との声を頂いております。また、上映に併せて、図書館内視聴覚コーナーの周知や、河林満氏の著書を展示し、図書館利用の促進に繋がる成果があったと捉えております。

次に、図書館映画会、図書館バリアフリー映画会の開催の経過、目的、市民の反響、そして今後の取り組みについてであります。

アキシマエンシス開館後の令和2年度から、アキシマエンシスシアターにおいて図書館映画会を開催しております。これまで、バリアフリー映画のほか、子供向け、弁士付き無声映画を上映するなど、様々なライフステージの方々にお楽しみいただける作品を隔月で上映しております。

図書館における映画会の実施は、図書館法や昭島市民図書館条例を根拠とするもので、市民の教養やレクリエーションなどに資することを目的としております。

また、図書館バリアフリー映画会につきましては、「市民図書館基本方針・基本計画」に掲げる基本目標「誰にでも利用しやすい図書館」を具現化し、障害のある方にもご家族や友人とともに映画を楽しんでいただくことを目的とし、俳優の動きや場面設定などを説明する音声ナレーションや日本語字幕を付けた専用の作品を上映するものであります。

なお、聴覚障害のある方向けに、シアター及び体育館には、磁気ループを設置し、また、磁気ループ対応補聴器の貸出しも行っております。

映画会は、令和2年度からシアターにおいて開催しておりましたが、参加者の増加に伴い、本年度からは、体育館において開催し、ご好評をいただいております。

次に、図書館講座についてあります。

図書館主催の講座及びイベントですが、子ども読書活動推進事業として、おはなし会やわらべ歌ライブ、中学高校生の読書フォーラムなど様々なイベントを開催しております。また、一般向け事業では、国際交流イベントや交流ひろばでのミニコンサート、高齢者向けの講座などを開催しております。

朗読会につきましては、これまで、「ドラマティックリーディング」という演劇的手法を加えた臨場感のある朗読会を開催した実績があり、今後も様々な朗読会の開催を検討してまいります。

また、若い人対象の作家希望の文章講座開催につきましては、今後の課題として検討してまいります。

次に、調べ学習についてあります。

第1回の応募状況につきましては、小学校低学年123作品、中学年100作品、高学年91作品、中学校2作品、合計316作品であります。

多岐にわたるテーマの作品が応募され、市長賞等に選ばれた「虫歯」「駄菓子屋」「鉄道」「妖怪」をテーマとした作品を全国大会に推薦したところ、奨励賞及び佳作に入選いたしました。

第1回からの改善につきましては、学校間に応募者数の偏りが見られたこともあり、主催者を昭島市民図書館から昭島市教育委員会に変更し、校長会等を通じて事業の周知に努めるとともに、調べ学習お助け隊などのサポート体制を強化することにより応募の増加を図ったところでございます。

今後も、本事業の周知と定着に努めてまいります。

【指導担当部長】

ご質問の1点目、教育についてのうち、4点目の不登校についてご答弁申し上げます。

はじめに、空き教室を利用した不登校の児童・生徒の居場所づくりについてであります。

ご質問の、不登校に係わる東京都教育委員会の補助事業である、校内別室指導支援員配置事業につきましては、不登校及び不登校傾向の児童・生徒が教室以外で過

ごせるよう、校内に居場所を設け、不登校児童・生徒一人一人の状況に応じた支援を行うことを目的に実施をしております。

本年度は、小学校3校、中学校2校で本事業を実施しており、校内別室に登校している児童・生徒の実態に応じて、オンライン授業への参加、教員及び支援員との相談、テストの受験などの取組を行っております。実施校からは、個別の支援を受けられることで安定した登校につながったとの報告を受けております。

一方で、本事業を活用していない14校におきましても、必要に応じて教育活動支援員等を活用し、保健室や図書室、カウンセリングルームや特別支援教室等を利用し、別室であれば登校できる児童・生徒の対応に努めております。

今後の展開につきましては、次年度以降の本事業の新規指定校の申請も視野に入れ、不登校児童・生徒の居場所づくりを推進するなど、不登校及び不登校傾向の児童・生徒に対する支援の充実につなげてまいります。

次に、学校以外の公共施設でも出席扱いにする事業に対する教育委員会の考え方についてであります。

国からは、不登校児童・生徒の社会的自立を目指し、個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合には、保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていることなどを要件として、校長が出席扱いとすることができるとの通知が発出されており、教育委員会といたしましても、この考えに基づき対応しております。

また、公共施設を活用した更なる居場所の確保につきましては、利用が可能となる公共施設の有無や、校長が出席扱いと判断できる取組となるかなど、まずは現状の課題を整理してまいります。

ゆざ まさ子 議員

1 昭島市の水のブランド向上と地域開放について（生涯学習部）

（2）学校プールの地域開放

2 子育て世帯に選ばれる昭島市への取組（学校教育部）

（1）学校の早朝開放の推進

（3）給食費無償化と質の維持について

【生涯学習部長】

ご質問の1点目「昭島市の水のブランド向上と地域開放について」のうち、2点目の「学校プールの地域開放」についてご答弁申し上げます。

本市では、拝島第二小学校及び拝島第三小学校において、PTAなどにご協力をいただきながら、学校プールの地域開放事業を平成26年度まで実施しておりました。

また、拝島公園プール廃止に伴う代替措置として、平成27年度からは拝島第一小学校において学校プールの地域開放事業を実施いたしましたが、利用者が年々減少してしまったことから、令和元年度をもって本事業を終了いたしました。

以来、5年が経過する中で、学校プールの地域開放を希望される市民の声が、これまでにも寄せられており、こうした声が増えつつあると捉えております。

市といたしましては、これにどのようにお応えしていくか、思案をしてきたところでありますが、近年の災害級とも言われる猛暑日の多発により、連日のように熱中症警戒アラートが発表され、小中学校におけるプール授業も実施できない日があるなど、学校プールの地域開放につきましても、屋外での運動環境の変化を考慮しなければならないことや、運営体制をどのようにしていくかなど、一定の課題がございます。

こうした課題を踏まえる中で、学校プールの地域開放について、どのような対応が可能か、引き続き取り組んでまいります。

【学校教育部長】

ご質問の2点目、子育て世帯に選ばれる昭島市への取組にご答弁申し上げます。はじめに、1点目の学校の早朝開放の推進についてであります。

共働き世帯が増加する中、早朝から保育園に預けることができた環境から、小学校入学後に保護者の出勤時間が児童の登校時間より早くなり、子どもが安心して登校時間まで過ごせる居場所がないといった課題が生じております。このため、働く

ことを諦めてしまう方が一定数いることが社会問題ともなっており、学校の早朝開放はその解決策の一つと受け止めております。

本市の小学校における早朝開放の現状といたしましては、教育委員会の事業として、小学校始業前の施設の開放は実施しておりません。しかしながら、ご質問にもございましたが、光華小学校においては、学校とPTAにご協力をいただき、校長、PTA役員、保護者などの見守りの下、校庭を利用して（プレイパークを中心に）多くの児童が自由に遊べる取組を行っております。

他市の状況につきましては、八王子市では70の小学校のうち7校、武蔵野市及び三鷹市では全小学校で登校時間前の校庭開放事業を実施しております。

早朝開放を実施する際の課題につきましては、教員が見守りを担う場合には、教員の働き方改革を踏まえた対応が必要であり、PTAや自治会など、地域の力を活かす場合には、安定した見守り体制の確保などが課題であると捉えております。

今後、どのようなサポートをしていくのかにつきましては、学校の早朝開放など、児童の登校前の居場所確保策について、ニーズの把握に努めるとともに他自治体の運営方法等も参考とする中で、庁内関係部署とも連携を図り、検討を進めてまいります。

次に、3点目の給食費無償化と質の維持についてであります。

学校給食は、安全・安心で栄養バランスのとれたおいしい給食を提供することにより、児童・生徒の健康の保持増進を図るとともに、食事の大切さや食べ物への感謝の気持ちを育むことなど、「食育」の「生きた教材」として、重要な役割を担っております。

今年度、物価高騰の影響を大きく受ける子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育てを経済的側面からサポートしていくため、学校給食費の無償化を実施いたしました。

こうした中、ご質問において、学校給食費の無償化により、食材の質が低下するのではとの懸念についてご指摘をいただきました。

昨今の食材料等の物価高騰につきましては、学校給食の提供にも少なからず影響があるものと受け止めておりますが、本年度から学校給食費を公会計へ移行するとともに、1食あたりの補助相当分を24円から40円に増額し対応する中で、これまでと同様に給食の質の維持に十分配意し、栄養士が様々な工夫を重ねながら献立作成を行うなど、安定的で栄養バランスの取れたおいしい給食の提供に努めております。

また、地元産の食材の活用につきましては、安全かつ安心な食材料を使用することを念頭に、地場野菜等も積極的に活用し提供しております。

本市の地場野菜は、土を改良することにより極力農薬を使用しない方法で栽培していると伺っており、安全・安心な給食の提供に資するとともに地域経済の活性化の一助ともなることから、引き続き、生産団体等の関係機関とも緊密に連携を図り、その取組を推進してまいります。

今後につきましても、学校給食の役割を十分に踏まえ、安全・安心で安定的な学校給食の提供に努める中で、子どもたちの成長をしっかりと支えてまいります。

青山 秀雄 議員

1 教育問題について（学校教育部）

- (1) 学校教育問題について
- (2) 学校教育の諸問題について

【市長】

世界の恒久平和は、人類共通の願いであります。

世界に目を向けると、ロシアによるウクライナ侵攻など、いまだ終結を見いだせない悲惨な戦争が続いている、多くの罪なき市民や子どもたちの尊い命を奪い、戦火におびえる人々を苦しめ続ける痛ましい惨状を思いますと、憂慮に堪えません。

いかなる理由があろうとも、尊い命を犠牲にする悲惨な戦争は、決して起こしてはならないことであり、戦争の惨禍を次世代にしっかりと伝えていくことが大切であると、改めて強く思うところであります。

こうした強い思いのもと、市民の皆様とともに継続して取り組んでまいりました、「核と平和を考える市民の集い」においては、被爆体験伝承者による講話や映画会、パネル展を開催し、改めて核のない平和な社会について考える契機といたしました。

教育現場におきましても、この取組と歩調を合わせ、各中学校において、パネルの巡回展示を行うなど、平和教育の取組を推進し、平和の大切さの理解を深めております。

また、昨年12月、東京大空襲の体験者で、エッセイストの海老名香葉子さんらをお招きし、市制施行70周年の幕開けとして実施いたしました平和事業は、子どもたちも含め、市民の皆様と一緒に平和の大切さを考える貴重な機会といたしました。

真に平和な世界の実現には、未だ長い道のりとたゆまぬ努力が必要と存じます。引き続き、平和事業の取組を推進するとともに、教育委員会との強固な連携のもと、次世代の子どもたちへの平和教育の取組を更に推進する中で、世界の恒久平和に向か、一歩一歩着実に歩みを進めてまいります。

【学校教育部長】

ご質問の1点目、教育問題についてご答弁申し上げます。はじめに、平和教育についてであります。

小・中学校においては、社会科を中心に道徳科、総合的な学習の時間など、教育活動全体を通して、人権教育と関連づけながら平和教育に取り組んでおります。また、被爆体験者の語り部を招へいし、被爆当時の悲惨な状況を解説していただくなど、平和教育に関する特別授業を実施している学校もございます。

引き続き、教育基本法や学習指導要領に基づき、教育活動全体を通して、平和を尊ぶ心や世界の平和と発展に寄与する態度を養い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者に必要な資質を備えた児童・生徒の育成に努めてまいります。

次に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の見直しについてあります。

教員の人材確保や負担軽減に向けた働き方改革など、様々な議論や報道がなされているものと認識しており、ご質問にございました教職調整額や時間外勤務手当の在り方などにつきましても、その一端であると受け止めております。

国においては、今般の中央教育審議会の答申を受け、教職の魅力向上、教師の処遇改善、働き方改革の更なる推進、学校指導・運営体制の充実等について、一体的に進めていくものと捉えており、引き続き、国の動向を注視してまいります。

次に、産休・育休等も含めた休職における代替教員の未配置についてあります。

教員の配置状況につきましては、8月末時点におけるメンタルヘルスの不調による正規教員の病気休職者は2名で、休職日数の累計は1,103日となりますが、ここには正規教員を代替配置しており、欠員の状態とはなっておりません。

また、妊娠出産休暇者及び育児休業者による欠員の補充方法につきましては、臨時の任用教員や時間講師を任用し対応しており、退職者や病気休職者による年度途中の欠員につきましては、東京都が管理している期限付任用教員や臨時的任用教員等を任用しております。

市内小・中学校における妊娠出産休暇者及び育児休業者に係る欠員の補充状況につきましては、現時点において、妊娠出産休暇者及び育児休業者40人に対し、臨時の任用教員31人を任用し、5人は時間講師で対応しており、4人が欠員となっております。この代替教員の欠員に対しましては、指導可能な教員免許状を有する専科教員又は副校長が対応するなど、校内体制で対応しております。

次に、ストレスチェックの実施状況についてあります。

本年度は、5月に教職員のストレスチェックを実施し、集団分析結果における市全体の傾向といたしましては、昨年度までと比較して良好な結果となっております。また、高ストレスと判定された教員も一定数おりますが、その要因はメンタルヘルスも含め、様々であると捉えております。

今後、各校における分析結果を踏まえ、更なる職場環境等の改善に努めてまいります。

次に、夏休み明けの2学期対策についてあります。

夏季休業日前には、何かあった時の相談窓口一覧を全児童・生徒に配布するとともに、1人一台端末のお気に入りに、相談先のURLを登録するなど、児童・生徒

が悩み事を相談できる環境を整えております。

また、身近な信頼できる大人にためらわずにSOSを発信していくよう、SOSの出し方に関する教育を、全ての小・中学校で実践しております。

2学期が始業してからは、学校が再開されたことによる環境の変化から、ストレスや不安を抱えている児童生徒を早期発見、早期対応するため、児童生徒一人一人の丁寧な観察をはじめ、アンケートやスクールカウンセラーの記録を確認し、適切に対応するよう指導しております。

また、気になる様子が見られる児童・生徒に対しましては、話をよく聞き、適切な配慮のもと、きめ細かな対応を継続的に実施していく校内体制を構築とともに、必要に応じて保護者、教育委員会、医療機関等とも連携し組織的に対応するよう指導しており、教育委員会といたしましても、引き続き、適切に対応してまいります。

小林 こうじ 議員

1 市内の各種プール、水遊び場について（指導担当）（生涯学習部）

（1）小中学校のプール授業について

（2）昭島市民プールについて

【指導担当部長】

ご質問の1点目、市内の各種プール、水遊び場についてのうち、1点目の中学校のプール授業についてご答弁申し上げます。

はじめに、昨今の校内プール授業でのデメリットについてであります。ここ数年は、気温が著しく高くなり、暑さ指数（WGBT値）が31を超えると屋外や空調設備のない室内での運動を止めなくてはならならず、水泳授業が実施できない日が多くなっております。

また、プールサイドの日差しを遮るために、水泳授業の開始時には、遮光ネットやテント等を設置する必要があり、参加できない児童生徒の居場所につきましても、熱中症の危険性から、プールサイド以外の場所を確保して対応するなど、指導体制に多くの教職員の協力が必要な状況となっております。

次に、民間施設を活用している学校の児童、保護者、教員からの意見を踏まえた利点・問題点や課題につきましては、昨年度に水泳指導民間活用事業を実施した2校のアンケート調査の結果によりますと、児童からは、授業が楽しく、技術も向上したとの回答が多くあり、保護者からも、来年度も民間のプール施設を活用した水泳指導を受けさせたいとの好意的な回答が多数を占めております。また、教員からは、天候に左右されることなく、安全かつ予定どおりに実施できたことや、プール管理の面などで負担軽減が図られたとの回答がありました。

児童の達成感や保護者の期待感に応える一定の成果が得られたこと、安全・安心で安定した水泳授業を実施できること、さらに教員の働き方改革に資する効果が得られたこと等から、本年度において更に2校を追加して実施しております。

次に、他校への拡充についての課題であります。学校プール施設の更新時期を視野に入れつつ、さらなる拡充の受け皿となる室内温水プール施設を見いだすことができるかなど、多角的に検討を進める必要があるものと考えております。

次に、中学校にも取り入れることについてでありますが、環境要因の解決や、プールの維持管理に伴う教員の働き方改革を推進するためには、中学校への導入も必要であると考えております。中学校においては、体育科の教員の専門性をもって実技指導を行うことが可能であるため、まずは小学校への導入を優先して検討していく必要があると捉えております。

引き続き、厳しい暑さが続く状況等を踏まえ、様々な課題を整理する中で、プール授業の在り方を検討してまいります。

【生涯学習部長】

ご質問の一点目「市内の各種プール、水遊び場について」のうち、2点目の「昭島市民プール」につきましてご回答弁申し上げます。

はじめに、市民プールの再開要望の状況であります。

「市長への手紙」による再開要望が、令和3年度1件、令和4年度6件、令和5年度6件、令和6年度2件、「市ホームページ」への再開要望が、令和4年度4件、令和5年度2件、令和6年度1件となっております。また、電話によるお問い合わせを年に5件程度いただいております。

次に、再開する手段としての民間譲渡の可能性についてであります。

市民プールの敷地につきましては、国土交通省所管の国有地であり、市民プールの設置を目的に占用許可を受け使用しているものでありますので、市が民間に譲渡することはできません。

なお、市民プールにつきましては、市域の運動施設全体のあり方と併せて、引き続き検討してまいります。